

社会保険歯科診療報酬点数早見表(1)

(令和7年1月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、()の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

基本診療料	初診料……267 未届出……240		再診料……58 未届出……44		医療DX	
	通信機器利用時	233	51	医療情報取得加算(月1回)……+1		医療情報取得加算(3月に1回)……+1
明細	233		51		医療DX推進体制整備加算(1~3のいずれも初診時のみ、月1回) 加算1……+9 加算2……+8 加算3……+6 ※マイナ保険証の利用率に応じて算定可能な加算が異なる。(右記参照)	
外安全 1	+12		+2		医療DX推進体制整備加算(1~3のいずれも初診時のみ、月1回) 加算1……+9 加算2……+8 加算3……+6 ※マイナ保険証の利用率に応じて算定可能な加算が異なる。(右記参照)	
外感染 1	+12		+2		医療DX推進体制整備加算(1~3のいずれも初診時のみ、月1回) 加算1……+9 加算2……+8 加算3……+6 ※マイナ保険証の利用率に応じて算定可能な加算が異なる。(右記参照)	
外感染 2	+14		+4		医療DX推進体制整備加算(1~3のいずれも初診時のみ、月1回) 加算1……+9 加算2……+8 加算3……+6 ※マイナ保険証の利用率に応じて算定可能な加算が異なる。(右記参照)	
時間外	+85		+65		医療DX推進体制整備加算(1~3のいずれも初診時のみ、月1回) 加算1……+9 加算2……+8 加算3……+6 ※マイナ保険証の利用率に応じて算定可能な加算が異なる。(右記参照)	
休日	+250		+190		医療DX推進体制整備加算(1~3のいずれも初診時のみ、月1回) 加算1……+9 加算2……+8 加算3……+6 ※マイナ保険証の利用率に応じて算定可能な加算が異なる。(右記参照)	
深夜	+480		+420		医療DX推進体制整備加算(1~3のいずれも初診時のみ、月1回) 加算1……+9 加算2……+8 加算3……+6 ※マイナ保険証の利用率に応じて算定可能な加算が異なる。(右記参照)	
乳	+40		+10		医療DX推進体制整備加算(1~3のいずれも初診時のみ、月1回) 加算1……+9 加算2……+8 加算3……+6 ※マイナ保険証の利用率に応じて算定可能な加算が異なる。(右記参照)	
乳時間外	+125		+75		医療DX推進体制整備加算(1~3のいずれも初診時のみ、月1回) 加算1……+9 加算2……+8 加算3……+6 ※マイナ保険証の利用率に応じて算定可能な加算が異なる。(右記参照)	
乳休日	+290		+200		医療DX推進体制整備加算(1~3のいずれも初診時のみ、月1回) 加算1……+9 加算2……+8 加算3……+6 ※マイナ保険証の利用率に応じて算定可能な加算が異なる。(右記参照)	
乳深夜	+620		+530		医療DX推進体制整備加算(1~3のいずれも初診時のみ、月1回) 加算1……+9 加算2……+8 加算3……+6 ※マイナ保険証の利用率に応じて算定可能な加算が異なる。(右記参照)	
特 1	+175				医療DX推進体制整備加算(1~3のいずれも初診時のみ、月1回) 加算1……+9 加算2……+8 加算3……+6 ※マイナ保険証の利用率に応じて算定可能な加算が異なる。(右記参照)	
特 2	+250				医療DX推進体制整備加算(1~3のいずれも初診時のみ、月1回) 加算1……+9 加算2……+8 加算3……+6 ※マイナ保険証の利用率に応じて算定可能な加算が異なる。(右記参照)	
特 3	+500				医療DX推進体制整備加算(1~3のいずれも初診時のみ、月1回) 加算1……+9 加算2……+8 加算3……+6 ※マイナ保険証の利用率に応じて算定可能な加算が異なる。(右記参照)	
特連	+150				医療DX推進体制整備加算(1~3のいずれも初診時のみ、月1回) 加算1……+9 加算2……+8 加算3……+6 ※マイナ保険証の利用率に応じて算定可能な加算が異なる。(右記参照)	
特地	+100				医療DX推進体制整備加算(1~3のいずれも初診時のみ、月1回) 加算1……+9 加算2……+8 加算3……+6 ※マイナ保険証の利用率に応じて算定可能な加算が異なる。(右記参照)	

在宅医療	歯科訪問診療料(1日につき)(初・再診料を含む)		歯科訪問診療における特掲診療料の加算	
	診療時間(1人につき)	同一建物に居住する患者数	訪問診療のみ算定	訪問診療+特別対応加算
在宅医療	20分以上	1100 <1090>	訪問1(1人) 410 <400>	訪問診療のみ算定 抜髄 感染根管処置 膿瘍切開 乳歯・永久歯の普通抜歯 磁性アタッチメントの磁石構造体 有床義歯修理 欠損補綴の印象採得(連合・特殊) 咬合印象 有床義歯の咬合採得 有床義歯内面適合法
	20分未満		訪問2(2~3人) 287 <277>	訪問診療+特別対応加算 外来における特別対応加算と同様の算定
在宅医療	同一建物に居住する患者数		訪問3(4~9人) 310 <300>	訪問診療+特別対応加算 外来における特別対応加算と同様の算定
	同一建物に居住する患者数		訪問4(10~19人) 160 <150>	
在宅医療	同一建物に居住する患者数		訪問5(20人以上) 95 <85>	訪問診療+特別対応加算 外来における特別対応加算と同様の算定
	同一建物に居住する患者数		訪問6(20人以上) 57 <47>	

※初診料注1の未届医療機関は<>の点数で算定する

在宅医療	歯科訪問診療料への加算		歯科訪問診療1~5				在宅医療DX情報活用加算		在宅歯科医療推進加算		歯科訪問診療移行加算	
	診療時間	同一建物に居住する患者数	地域医療連携体制加算	患者の状態による加算	診療時間に対する加算	在宅医療DX情報活用加算	在宅歯科医療推進加算	歯科訪問診療移行加算	併算定不可			
在宅医療	歯援診1/歯援診2 歯援病	同一建物居住者 +50	+300	特1 +175	特2 +250	特3 +500	在宅医療DX情報活用加算 +8 (月1回)	在宅歯科医療推進加算 +100	併算定不可		+100	
	口管強 保険医療機関	上記以外 +115							診療時間に対する加算 1時間超、 30分または 端数を増すごと +100	併算定不可		+150
在宅医療	上記以外の 歯科診療所	同一建物居住者 +30	+300	特1 +175	特2 +250	特3 +500	在宅医療DX情報活用加算 +8 (月1回)	在宅歯科医療推進加算 +100	併算定不可		+100	
	上記以外の 歯科診療所	上記以外 +90							併算定不可	+100		

在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料
0~9歯…400 10~19歯…500 20歯以上…600
小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料
………600
【(小児)在宅患者訪問口腔リハ共通事項】
口管強……+75 歯援診1……+145 歯援診2……+80 歯援病……+145
(小児)在宅歯科医療連携加算1(歯科医師からの情報提供)……+100
(小児)在宅歯科医療連携加算2(医師等からの情報提供)……+100
在宅歯科医療情報連携加算(月1回)………+100

通信画像情報活用加算 ……+30
訪問歯科衛生指導料(20分以上、月4回まで)
1人 ……362 2人以上9人以下 ……326 左記以外 ……295
複数名加算(患者又は家族の同意) ……+150

歯科疾患在宅療養管理料
歯援診1…340 歯援診2…230 歯援病…340 左記以外…200
文書提供加算……+10 在宅総合医療管理加算……+50
在宅歯科医療連携加算1(他の歯科医師からの情報提供)……+100
在宅歯科医療連携加算2(医師等からの情報提供)……+100
在宅歯科医療情報連携加算(月1回)………+100

在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料
1(他の医療機関)2(介護施設)3(障害児入所施設等)…各100
在宅患者歯科治療時医療管理料(1日につき) ……45
在宅患者連携指導料(月1回) ……900
在宅患者緊急時等カンファレンス料(月2回) ……200
フッ化物歯面塗布処置(1口腔につき)
在宅等療養患者(う蝕多発傾向者) ……110 (165)
在宅等療養患者専門的口腔衛生処置(月1回) ……130 (195)
非経口摂取患者口腔粘膜処置(月2回) ……110 (165)